# マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応について

#### 1. 健康保険証の廃止

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行は終了。(発行済みの健康保険証は、有効期限内に限り使用可能)

なお、令和6年度においては、国民健康保険は10月に、後期高齢者医療は7月に、例年どおり健康保険証(1年間の有効期限)を被保険者宛に発送する。また、12月1日までの資格取得者に対しても、健康保険証(有効期限は一斉更新と同じ期限)を発行する。

## 2. マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応

①被保険者への周知

健康保険証の更新等にあわせて、リーフレット等を同封して周知する。

②「資格情報のお知らせ」の交付

令和6年度の保険証の一斉更新時に、マイナ保険証の保有者に対し、自身の被保険者資格等を 簡易に確認できるよう「資格情報のお知らせ」を交付。(「資格確認書」が交付された者は除く。)

③「資格確認書」の交付

マイナ保険証をお持ちでない被保険者に、申請によらず交付する。(有効期限は1年間)

④「短期被保険者証」の廃止

健康保険証の廃止に伴い、短期被保険者証の仕組みは廃止する。

⑤「特別療養費の支給に変更する旨の事前通知」の交付

長期にわたる滞納者に納付を促す取組として、これまで行われてきた被保険者資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を交付する。

#### 3. 本町の対応

上記の対応に応じたシステム改修等が必要となるため、国民健康保険においては、6月補正で予算を計上し、10月の保険証の一斉更新までに「資格情報のお知らせ」に係る改修、12月2日以降の資格確認書に係る改修等を実施予定。

## ※参考

